

# 岐阜県公報

## 目次

職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	六
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	七
岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八

## 規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「さふ清流国体推進局長」を削り、「振興局長」を「振興局長」に改め、同項本庁次長の欄中「次長」を

「次長 情報科学芸術大学院大学事務局長」に改め、同項本庁次長の欄中「次長」を

「次長 岐阜地域総括監」に、「危機管理副統括監」を「危機管理副統括監」に改め、「国

清流の国づくり局長」を「職員研修所長」に改め、「職員研修所長」を

「職員研修所長 県税事務所長(岐阜県税事務所長及び西濃県

税事務所長に限る。)」に改め、「情報科学芸術大学院大学事務局長」を削り、「岐阜及

び」を「岐阜農林事務所長及び」に、「岐阜、大垣、可茂」を「岐阜土木事務所長、大垣土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所長」に改め、同項本庁課長の欄

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (ときは翌日)

平成二十五年四月一日

「総務事務センター長  
 県民生活相談センター長  
 岐阜地域環境室長  
 岐阜地域産業労働室長」  
 中「総務事務センター長」を  
 「危機管理指導監」を「危  
 機管理企画監」に、「施設改革企画監」を「財産活用企画監」に、「消費生活対策監」を  
 「地域企画監  
 イベント・コンベンション企画監」  
 に改め、「地球温暖化対策監」を削り、「少子化対  
 策企画監」を  
 「少子化対策企画監  
 消費生活対策監」に、「保健企画監  
 児童虐待対策監」を  
 「保健企画監  
 障害福祉基盤整備企画  
 児童虐待対策監  
 地域スポーツ振興監」  
 「競馬監督監  
 販売戦略企画監  
 技術指導監」  
 「競馬監督監  
 技術指導監」を  
 「リニア推進対策監」を  
 「リニア推進対策監」を  
 「競馬監督監  
 技術指導監  
 家畜防疫対策監  
 鳥獣害対策監」  
 「競馬監督監  
 技術指導監  
 家畜防疫対策監  
 鳥獣害対策監」  
 全国育樹祭企画監」  
 「県営水道経営企画監」を  
 「県営水道経営企画監」に改め、  
 「学校連携企画監」、「地域対策監」、「施設調整企画監」、「交通対策監」及び「式典運営  
 企画監」を削り、「出納審査監」を  
 「出納審査監  
 地域出納審査監」  
 「振興局課長（振興局の事務所の課長（振  
 興課長及び福祉課長を除く。）を除く。）を  
 「振興局課長（振興局の事務所の課長（振  
 興課長及び福祉課長を除く。）を除く。）を  
 県税事務所副所長」  
 「保健所（保健所の事務所を除く。）課長」を  
 「保健所（保健所の事務所を除く。）課長  
 岐阜地域福祉事務所福祉課長」  
 「衛生専門学校総務課長」を  
 「衛生専門学校総務課長  
 知的障害者更生相談所相談判定課長」  
 「中央子ども相談センター総務課長」に、「産業  
 も相談センター家庭支援第一課長」を「中央子ども相談センター総務課長」に、「産業

技術センター総務課長」を「工業技術研究所企画調整課長」に、「農業大学校副校長」  
 「農業大学校副校長  
 中央家畜保健衛生所総務課長」  
 中「農業大学校副校長」を  
 「岐阜土木事務所施設管理課長」を「岐阜土木  
 事務所施設管理課長及び大垣土木事務所施設管理課長」に改め、同項課長補佐の欄中  
 「東部広域水道事務所中津川浄水場長」を削り、同表教育委員会の項本庁課長の欄中  
 「社会教育対策監  
 入スポーツ振興企画監」  
 「総括管理監」を「総括管理監」に、「社会教育対策監」を  
 「社会教育対策監  
 入スポーツ振興企画監」  
 「管理監」を「総括管理監」に、「社会教育対策監」を  
 「社会教育対策監  
 入スポーツ振興企画監」  
 「管理監」を  
 「管理監」  
 主幹」  
 改める。  
 「交通捜査対策  
 別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「交通捜査対策官」を  
 「交通捜査対策  
 災害対策室長」  
 「管理監」を削る。  
 「別表医療職(一)の表知事の項主任医長の欄中「児童発達支援センター長」を「希望が丘  
 学園児童発達支援センター長」に改める。  
 「別表医療職(二)の表知事の項部長の欄中「岐阜家畜保健衛生所課長」を「中央家畜保健  
 衛生所病性鑑定監」に改め、同項副部長の欄中「岐阜家畜保健衛生所を除く。」を削  
 る。  
 「衛生専門学校長  
 別表医療職(三)の表知事の項看護部長の欄中「衛生専門学校長」を  
 「衛生専門学校長  
 衛生専門学校副校  
 長」に改め、同項上席看護師長の欄中「衛生専門学校副校長」を削る。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正す  
 る規則をここに公布する。  
 平成二十五年四月一日  
 岐阜県人事委員会  
 委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「平成十二年岐阜県規則第六百六十五号」を「平成十八年岐阜県規則第四百六号」に改める。

第二十九条の二の五中「の各号」を削り、同条第一号を次のように改める。  
一 次に掲げるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

イ 国又は地方公共団体

ロ 独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局

ハ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）第九条の二各号又は第九条の四各号に掲げる法人

ニ イからハまでに掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

第二十九条の二の七中「復帰した職員」の下に「又は分限条例第二条第一項の規定による休職から復職した職員」を、「当該復帰」の下に「又は復職」を加える。

第二十九条の九の九第二号中「復帰した職員」の下に「又は分限条例第二条第一項の規定による休職から復職した職員」を、「当該復帰」の下に「又は復職」を加える。

第二十九条の十七第二項第六号中「復帰したこと」の下に「又は分限条例第二条第一項の規定による休職から復職したこと（以下この項において「復帰等」という。）」を加え、「当該復帰」を「当該復帰等」に改め、同項第七号中「復帰」を「復帰等」に改める。

第三十六条第一項及び第二項を削り、同条第三項の表第十五号二及びホの業務の項中「及びホ」を「からへまで」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項から第十一項までを二項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

10 条例第二十條第一項第二十五号の人事委員会が定める日は、第三十三條第三項の人事委員会が指定する日とする。

11 条例第二十條第一項第二十五号の人事委員会が定める額は、勤務一回につき千二百四十円とする。

第三十七條第二項中「に規定する」を「の」に、「職員とは」を「職員は」に改め、

「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「満たない者」を「満たない職員」に改め、同項に次の二号を加える。

三 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級を担当し、当該特別支援学級に直接従事することを本務とする職員

四 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百四十条に規定する特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする職員

第三十八條の二第四項中「第二十條第四項第二号へに規定する」を「第二十條第四項第三号ロの」に、「ものとは」を「ものは」に、「これら」を「狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号。以下この項において「法」という。）に基づく狂犬病発生時等の措置としての次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第六項とする。

一 法第十二條の規定による犬等の死体の引取り業務

二 法第十三條の犬の検診及び予防注射の業務

三 法第十四條に規定する犬等の病性鑑定のための措置の業務

第三十八條の二第三項中「第二十條第四項第二号に規定する」を「第二十條第四項第三号の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第二十條第四項第二号の人事委員会が定める家畜伝染病は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）とする。

4 条例第二十條第四項第二号の人事委員会が定める額は、従事した日一日につき三百八十円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）とする。

第三十八條の二第四項中「に規定する」を「の」に、「ものとは」を「ものは」に改め、「首席検視官」の下に「及び検視官」を加える。

第三十八條の七第一項中「に規定する」を「の」に、「施設とは」を「施設は、岐阜地域福祉事務所」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の」に改め、同項第二号中「振興局」の下に「岐阜地域福祉事務所」を加える。

第三十八條の十第一項を削り、同条第十二項中「第二十條第十二項第二号に規定する」を「第二十條第十二項第一号の」に、「ものとは」を「ものは」に、「同号に規定する」を「同号の」に、「業務とは」を「業務は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十條第十二項第三号に規定する」を「第二十條第十二項第二号の」に、「も

を「同号の」に、「業務とは」を「業務は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十條第十二項第三号に規定する」を「第二十條第十二項第二号の」に、「も

のとは「を」を「も」に、「同号に規定する」を「同号の」に、「業務とは」を「業務は」に、「残留有害物検査等」を「残留有害物質検査等」に改め、同項を同条第二項とする。  
 第四十一条中「の各号」を削り、同条第二号中「第二十条第四項第二号」を「第二十条第四項第三号」に改める。  
 第四十八条の十四第一項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改め、同条第三項中「災害派遣」を「派遣」に改める。

第六十九条の五第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第一保健所の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項中

(3) 結核菌その他の病原体を直接取り扱う病理細菌技術職員(人事委員会の定める者に限る。)	一
(4) 診療放射線業務に従事する診療放射線技師(人事委員会の定める者に限る。)	

を

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)第三十五条に規定する犬の引取り業務又は狂犬病予防法第三条第一項の狂犬病予防員の業務に従事する獣医師	二(人事委員会が定めるものにあつては、一)
(3) と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四号)第十四条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十五条の検査の業務に従事する獣医師	
(4) 結核菌その他の病原体を直接取り扱う病理細菌技術職員(人事委員会の定める者に限る。)	一

に改め、同

表食肉衛生検査所の項中「(昭和二十八年法律第一百四十四号)」、「(平成二年法律第七十号)及び」規定による「を削り、「二」を「二・五」に、「一」を「一・二五」に改め、同表身体障害者更生相談所の項を削り、同表希望が丘学園の項中「保育」を「保育士」に改め、同表健康福祉部障害福祉課の項、土木事務所、小学校及び中学校の項及び特別支援学校の項を削る。

別表第一の三知事の部本庁の項中「」国体報道監」及び「」ぎふ清流国体推進局長

を削り、「次長、観光交流推進局長」を「次長、清流の国づくり局長、観光交流推進局長」に改め、「」秘書広報総括監」を削り、「危機管理副統括監」の下に「」岐阜地域総括監、農業技監」を、「総務事務センター長」の下に「」県民生活相談センター長」を加え、「」学校連携企画監」を削り、「室長総括管理監」の下に「」危機管理企画監、防災情報企画監」を加え、「」防災情報企画監」及び「」航空指導管理監」を削り、「職員健康管理監」の下に「」財産活用企画監」を加え、「」施設改革企画監」を削り、「消費生活対策監」を「地域企画監、イベント・コンベンション企画監」に改め、「」地球温暖化対策監」を削り、「少子化対策企画監」の下に「」消費生活対策監」を、「保健企画監」の下に「」障害福祉基盤整備企画監」を、「児童虐待対策監」の下に「」地域スポーツ振興監」を加え、「」技術総括監」を削り、「農業研究企画監」の下に「」検査監」を、「競馬監督監」の下に「」販売戦略企画監」を、「技術指導監」の下に「」家畜防疫対策監」を、「鳥獣害対策監」の下に「」技術総括監、全国育樹祭企画監」を、「リニア推進対策監」の下に「」建築物地震対策推進企画監」を加え、「」検査監、地域対策監、施設調整企画監、式典運営企画監」を「水資源企画監」に改め、「」出納審査監」の下に「」地域出納審査監」を加え、「」航空管理監、主幹」を「主幹」に改め、同部振興局の項中「振興課長」の下に「及び福祉課長」を加え、同部歴史資料館の項中「四種」を「二種」に改め、同部県税事務所の項中「所長」の下に「副所長」を加え、同部自動車税事務所

所の項中

所長	二種
----	----

を

所長	二種
管理監	四種

に改め、同部県民生活相談センターの

項を削り、同部保健所の項の次に次のように加える。

岐阜地域福祉事務所	所長	四種
	福祉課長	六種

別表第一の三知事の部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「主幹」を削り、同部衛生専門学校の項中「課長」を「副校長、課長」に改め、同部

看護専門学校の項中

校長	四種
副校長	六種

を 校長 四種

に改

め、同部知的障害者更生相談所の項中

所長	四種
----	----

を

所長	四種
課長	六種

に改め、同部希望が丘学園の

項中「課長」を「総務課長」に改め、同部子ども相談センターの項中

所長、管理監	四種（中央の所長にあつては、二種）
--------	-------------------

を

所長	四種（中央子ども相談センターの所長にあつては、二種）
総務課長	六種

に改め、同部計

量検定所の項中「四種」を「二種」に改め、同部国際たくみアカデミーの項中

部長	四種
----	----

を

部長	四種
主幹	六種

に改め、同部情報科学芸術大

学院大学の項中

事務局長、研究科長、図書館長、センター長	二種
----------------------	----

を

事務局長	一種
研究科長、図書館長、センター長	二種

に改め、同部家畜

保健衛生所の項中「所長」の下に「病性鑑定監」を、「四種」の下に「中央家畜保健衛生所長にあつては、二種」を加え、「課長（岐阜家畜保健衛生所の課長に限る。）」を「総務課長」に改め、同部土木事務所の項中

所長	二種
----	----

を

所長、副所長（人事委員会が認めるものに限る。）	二種
-------------------------	----

に改め、「施

設管理課長（岐阜土木事務所）」の下に「及び大垣土木事務所」を加え、同部流域浄水事務所の項中「課長」を「総務課長」に改め、同部建築事務所の項中「四種」の下に「（岐阜・西濃建築事務所長にあつては、二種）」を加え、同表教育委員会の部事務所の項中「管理監」を削り、「社会教育対策監」の下に「スポーツ振興企画監、管理監」を加え、「教育事務所の課長」を「主幹、教育事務所の課長」に改め、同部高山陣屋管理事務所の項中「四種」を「二種」に改め、同部美術館の項中

部長	四種
----	----

を

部長	四種
主幹	六種

に改め、同表人事委員会の部

事務所の項中

事務局長	一種
課長	二種

を

事務局長、課長	二種
---------	----

に改め、同表監査委員の部事

務局の項中

事務局長	一種
課長	一種

に改め、同表公安委員会の部

事務局長	一種
課長	一種

に改める。

四種	76,600円
六種	61,300円

四種	69,200円
六種	55,400円

四種	59,000円
六種	47,200円

四種	49,900円
六種	40,000円

別表第七行政職給料表の項中「課長補佐」の下に「及び係長」を加え、同表教育職給料表(一)の項中「メディア文化センター長」を「産業文化センター長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十八条の第十四第一項の改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の施行の日から施行する。

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

第十八条の二中「旅行をする」を「旅行する」に、「掲げる基準」を「定める基準」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、宿泊料として支給することができる総額は、宿泊料定額の十分の十三に相当する額を超えることができない。

第十八条第一号中「ときは、当該を」とき「当該」に、「超える場合」を「超えるとき」に改め、同条第二号中「場合には、前号イ」を「場合、前号イ」に改め、「を支給することができる」の下に「ものとする」を加え、同号ただし書を削る。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「ぎふ清流国体推進局長」及び「国体報道監」を削り、「次長」の下に「岐阜地域総括監、清流の国づくり局長」を、「危機管理副統括監」の下に「農業技監」を加え、「原子力防災室長」を削り、「総務事務センター長」の下に「県民生活相談センター長」を加え、「危機管理指導監」を「危機管理企画監」に、「施設改革企画監」を「財産活用企画監」に、「消費生活対策監」を「地域企画監、イベント・コンベンション企画監」に改め、「地球温暖化対策監」を削り、「少子化対策企画監」の下に「消費生活対策監」を、「保健企画監」の下に「障害福祉基盤整備企画監」を、「児童虐待対策監」の下に「地域スポーツ振興監」を、「競馬監督監」の下に「販売戦略企画監」を、「技術指導監」の下に「家畜防疫対策監」を、「鳥獣害対策監」の下に「全国育樹祭企画監」を、「リニア推進対策監」の下に「建築物地震対策推進企画監」を、「県営水道経営企画監」の下に「水資源企画監」を加え、「学校連携企画監、地域対策監、施設調整企画監、交通対策監、式典運営企画監」を削り、「出納審査監」の下に「地域出納審査監」を加え、同表振興局の項中「振興課長」の下に「及び福祉課長」を加え、同表県税事務所の項中「所長」の下に「副所長」を加え、同表自動車税事務所の項中「所長」の下に「管理監」を加え、同表保健所の項の次に次のように加える。

岐阜地域福祉事務 所長、福祉課長

別表第二子ども相談センターの項中「管理監、家庭支援第一課長」を「総務課長」に改め、同表農林事務所の項中「課長」の下に「主幹」を加え、同表家畜保健衛生所の項中「保健衛生課長（岐阜家畜保健衛生所に限る）」を「病性鑑定監、総務課長」に改め、同表土木事務所の項中「施設管理課長（岐阜土木事務所）」を「施設管理課長（岐阜土木事務所）」に改め、同表県民生活相談センターの項を削り、同表衛生専門学校の項中「校長」の下に「副校長」を加え、同表知的障害者更生相談所の項中「所長」の下に「課長」を加え、同表東部広域水道事務所の項中「管理監」を削る。

別表第三事務局の部本庁の項中「管理監」を削り、「社会教育対策監」の下に「スポーツ振興企画監、管理監、主幹」を加え、同部教育事務所の項中「課長」の下に「主幹」を加え、同表美術館の部中「部長」の下に「主幹」を加え、同表備考中「岐阜県立特殊教育学校管理規則」を「岐阜県立特別支援学校管理規則」に改める。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会 委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を附則第二十三項とし、附則第十八項から附則第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十七項の次に次の一項を加える。

（平成二十六年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

18 第六項から第十一項までの規定は、平成二十六年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十六年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十五年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から」を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十五年十二月三十一日」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十五年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十六年一月一日」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

則 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表条例第二条第一項第一号に該当する公益的法人等の項中

「財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団（昭和五十三年五月一日に財団法人岐阜県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人岐阜県教育文化財団（平成三年四月一日に財団法人岐阜県文化財保護センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人岐阜県建設研究センター（昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人岐阜県浄水事業公社（平成二年九月二十日に財団法人岐阜県浄水事業公社という名称で設立された

「公益財団法人岐阜県教育文化財団

を 公益財団法人岐阜県建設研究センター に、

「公益財団法人岐阜県浄水事業公社

を 公益財団法人岐阜県浄水事業公社 に、

「財団法人岐阜県建設研究センター

を 公益財団法人岐阜県建設研究センター に、

「財団法人岐阜県浄水事業公社

を 公益財団法人岐阜県浄水事業公社 に、

「財団法人岐阜県建設技術センター

を 公益財団法人岐阜県建設技術センター に、

「財団法人岐阜県教育文化財団

を 公益財団法人岐阜県教育文化財団 に、

法人をいう。）

財団法人岐阜県体育協会（昭和四十七年七月二十四日に財団法人岐阜県体育協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター（平成三年四月一日に財団法人花の都ぎふ推進センターという名称で設立された法人をいう。）

岐阜県住宅供給公社

岐阜県道路公社

「同表条例第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中

「社団法人木曾三川水源造成公社（昭和四十四年一月二十三日に社団法人木曾三川水源造成公社という名称で設立された法人をいう。）

社団法人岐阜県観光連盟（平成四年六月二十五日に社団法人岐阜県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）

社団法人岐阜県森林公社（昭和四十一年十一月一日に社団法人岐阜県森林公社という名称で設立された法人をいう。）

社団法人岐阜県農畜産公社（昭和四十八年四月二十八日に社団法人岐阜県畜産開発公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人セラミックパーク美濃（平成十一年三月二十六日に財団法人セラミックパーク美濃という名称で設

「公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
を  
公益財団法人岐阜県浄水事業公社  
岐阜県住宅供給公社  
に改

「公益社団法人木曾三川水源造成公社  
公益社団法人岐阜県森林公社  
一般社団法人岐阜県観光連盟  
一般社団法人岐阜県農畜産公社  
一般社団法人地方税電子化協議会  
公益財団法人セラミックパーク美濃  
に、



立された法人をいう。)

「公立大学法人岐阜県立看護大学

「公立大学法人岐阜県立看護大学」を

社会福祉法人岐阜県福祉事業団  
岐阜県国民健康保険団体連合会  
岐阜県土地改良事業団体連合会  
に改め、同表

条例第二条第一項第四号に該当する公益的法人等の項中

「公益社団法人地域医療振興協会

「財団法人地域創造（平成六年九月三十日に財団法人地域創造という名称で設立された法人をいう。）

財団法人地域創造（平成六年九月三十日に財団法人地域創造という名称で設立された法人をいう。）  
に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社